

新たな子どもの居場所「b & g 燕吉田南メート」

令和3年度 入会要項

新たな子どもの居場所「b & g 燕吉田南メート」について

1. はじめに

新たな子どもの居場所とは、地域の子どもたちのもう一つの家として、家庭のように、子どもたちが安心して生活し、手作りのご飯を食べ、会話や遊びを楽しみ、大人から愛情を受け、生活習慣や他者への思いやりなどを学ぶ場所です。

また、大人の目が行き届く環境で、同世代の友達や大人との信頼関係を築きながら、社会ルールを学び、学習習慣も身につける場所です。スタッフは、時に先生（人生の先輩）として、子どもたちに愛情と威厳をもって接することで、子どもたちの自立する力を育みます。

2. 開所時間

曜日等	通常開設時間	早朝・延長利用時間 (事前登録制)
授業のある日 (月曜日から金曜日)	下校時～18時30分	18時30分～19時
授業のない日 (土曜日・夏休み等)	8時～18時30分	7時30分～8時 18時30分～19時

※日曜、祝日、振替休日、お盆及び年末年始(12月29日～1月3日)は開設しません。

※延長利用時間は最大21時まで利用可能とします。

※施設からの帰宅及び土曜日、夏休み等の送迎は、原則として保護者をお願いします。

入会について（通年利用）

3. 入会期間

4月1日～翌年3月31日

※令和3年度の開始期日は、4月1日(木)の予定です。

※継続して入会する場合も、年度ごとに申請を必要とします。

4. 入会の要件

- (1) 市内に住所を有し、吉田南小学校に在学している小学校1～6年生
- (2) 保護者及び同居者が、就労・疾病・障がい・介護等の理由で、昼間、保護者が家にいない、又は、家に居ても疾病等により児童の世話ができない等の家庭の小学校1～6年生

※入会希望者が定員（20名程度）を超える場合は、保護者の就労状況や家庭状況及び児童の学年などを考慮のうえ入会者を選考します。申請すれば必ず入会できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※事業の管理運営上、支障があると認められる場合には、入会を遠慮していただく場合があります。

5. 入会承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、入会の承認を取り消し又は一時停止することがあります。

- (1) 入会要件を満たさなくなったとき
- (2) 正当な理由がなく利用料等を滞納したとき
- (3) 管理運営上支障があるとき

入会申請について

6. 受付期間・申請方法

(1) 入会申請受付期間

令和2年11月5日(木)から12月4日(金)まで

(2) 入会申請方法

- ①申請用紙は、入会申請受付期間にb & g 燕吉田南メートに用意するほか、市ホームページでダウンロードできるようになります。また、必要事項を記入した書類は、直接b & g 燕吉田南メートへ提出してください。
- ②申請の際は、入会児童といっしょにおいでください。簡単な面接を行います。
- ③上記の受付期間以降または年度途中の申請の場合は、希望する日に入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 提出書類

(1) 児童クラブ入会許可申請書

(2) 下表の該当する書類

区分	必要な書類
就労	就労証明書 ※自営業又は農業の方は、民生・児童委員記載の証明が必要です。 証明をもらう場合は、民生・児童委員宛の「依頼書」に必要事項を記入の上、持参してください。
疾病	家庭で児童を世話することができない旨の診断書の写し
障がい	障がい者手帳の写し
介護	被介護者の診断書の写し、介護保険証または障がい者手帳の写し

※保護者のほか、75歳未満の同居者全員の証明が必要です。

※令和2年1月2日以降に燕市外から転入した方、または今後転入予定の方については、前住所地の市区町村が発行した「令和2年度市町村民税所得(課税)証明書(平成31年分(令和元年年分)所得)」も提出してください。(写し可)

(3) 燕市市税等口座振替依頼書

※入会中の兄弟姉妹がいる場合は提出不要です。

※口座振替ができる金融機関は、市内に支店のある金融機関(市内にある金融機関で市外の支店は可)のみになります。

※口座振替依頼書上部の「①依頼書(納付者)住所氏名」欄には入会許可申請書の保護者名に記入した名前と同じ名前を記入します。

(4) 入会優先順位点数表

(5) 利用料減免申請書(減免制度の利用を希望する場合のみ)

※生活保護世帯の方は、「被保護者証明書」を減免申請書と一緒に提出します。

(6) 延長利用申請書(延長利用を希望する場合のみ)

8. 入会の決定について

申請書類の審査等を行った後、入会の可否を2月下旬頃(予定)に連絡します。

入会してから

9. 変更があったときは

入会后、申請事項(連絡先、家族構成、就労内容など)に変更が生じた場合は、申し出て、必要書類を提出します。休会する場合は、休会する月の30日前までに申し出が必要です。

10. 退会するときは

退会する場合は、市が指定する期日までに申し出が必要です。

再入会を希望する場合は、再入会を希望する月の30日前までに申し出が必要です。

保護者負担について

11. 利用料など

利用料及び間食費の支払いは、口座振替とします。早朝・延長利用料及び食事代等については、納付書等で納入とします。

(1) 利用料

児童1人あたり、月額6,000円

(2) 間食費

児童1人あたり、月額2,000円

※月途中で退会した場合でも、間食費は1か月分の支払いを必要とします。

※食物アレルギーをもつ児童や乳糖不耐症等の疾病をもつ児童については、保護者におやつの用意をお願いします。

(3) 食事代 《事前登録制》

児童1人あたり、1食300円

※食物アレルギーをもつ児童や乳糖不耐症等の疾病をもつ児童については、必要に応じて保護者に弁当等の用意をお願いします。

(4) 早朝・延長利用料 《事前登録制》

①早朝時間(土曜日や夏休み等の7時30分～8時)

児童1人あたり、1日1回100円

②延長時間(平日、土曜日及び夏休み等の18時30分～19時)

児童1人あたり、1日1回100円

③延長時間(平日、土曜日及び夏休み等の18時30分～20時)

児童1人あたり、1日1回200円

④延長時間(平日、土曜日及び夏休み等の18時30分～21時)

児童1人あたり、1日1回300円

(5) その他

児童クラブ共済保険の加入負担金として年額1,800円が必要です。また、夏休み課外活動などの参加費として、実費を負担していただく場合があります。

1 2. 利用料の減額・免除

次に該当する方は利用料が減免されます。該当すると思われる方には「利用料減免申請書」の提出が必要となります。

項目	内 容	減免金額	減免後の 月額利用料
1	児童の属する世帯が生活保護法による被保護世帯である場合	6,000 円	0 円
2	同一世帯で2人の児童が同時に入会する場合	3,000 円	3,000 円
3	同一世帯で3人以上の児童が同時に入会する場合	5,400 円	600 円
4	市民税均等割が非課税の世帯	4,000 円	2,000 円
5	市民税所得割が非課税の世帯	3,000 円	3,000 円
6	市民税均等割が非課税の世帯で同一世帯に2人の児童が同時に入会する場合	5,000 円	1,000 円
7	市民税所得割が非課税の世帯で同一世帯に2人の児童が同時に入会する場合	4,500 円	1,500 円

※食事代及びおやつ代は別途必要です。

夏休み等のスポット入会希望について

1 3. 受付・申請期間

入会は原則として通年入会とします。春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間のみのスポット入会登録は相談対応とします。

1 4. 利用料など

春休み・夏休み・冬休みについては、休みの期間に応じて利用料を設定します。
(減免の適用はありません。)